

指定管理者の管理運営に対する評価シート（総合評価）

1 公の施設

施設名	大町市ふれあいプラザ	設置年月	平成13年4月
所在地	大町市常盤3546-33	所管課	民生部高齢者・包括支援係

2 指定管理者

団体名	大北農業協同組合	選定方法	非公募
住 所	大町市大町字光明寺3091-1	指定期間	平成31年4月1日 ~ 令和6年3月31日

3 当該施設の管理運営に関わる経費（単位：千円）

別紙参照

4 管理運営に対する評価、制度導入の効果について（総括）

指定管理者	合計評価点数	$\frac{89}{100}$ 点中	総合 評価ランク	A
【総 括】 ・当施設は、設置目的である市民の福祉保健衛生の保持増進、文化向上の拠点施設として施設運営管理に努め児童から高齢者まで幅広い利用があった。特に入浴施設は、年末年始以外の休館日はなく（浴槽清掃日、緊急事態・ボイラー故障を除く）、毎日午後8時まで開館をしており、管理者、事務職員、管理人4名を配置し交代勤務体制により管理運営、衛生管理に万全を期した。 ・近年は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、施設内感染防止のため消毒（ドアノブ、手すり、脱衣かご等）を毎日実施している。				
施設所管課	合計評価点数	$\frac{80}{100}$ 点中	総合 評価ランク	A
【総 括】 ・設置目的のとおり、地域の拠点施設として、子どもから高齢者までの幅広い利用者が利用できる施設として、経費削減に努め適正な施設運営に努めている。施設は、開設後23年が経過し、経年劣化により設備関係において、故障や修繕箇所が増えてきているため、日常的な点検と併せ計画的な修繕が必要となっている。 ・管理運営実績については、児童クラブの利用者は、平成28年度から減少傾向にあるが、入浴施設の利用者については、年々増加しており、入浴ポイントカードの導入や利用者の意見や要望を反映した結果と評価できる。 ・施設の利用者は、市内常盤地区が中心であるが、多くの市民から利用いただけるようさらなる環境整備やPRが必要である。 ・施設の貸出し方法については、児童クラブなどの利用時間を踏まえながら、有効に活用できるよう検討が必要である。				

5 大町市行政改革推進委員会の意見

【行政改革推進委員会による意見を掲載】

6 大町市指定管理者評価委員会の評価・意見（相応の収益が見込まれる施設において中間年次以降のみ添付）

【指定管理者評価委員会による評価・意見等を掲載】

7 評価内容

評価の項目・視点					別添「評価点の詳細」をもとに「S・A・B・C・D」の5段階にて評価				
1 施設の運営について			配点合計 20		16 点		16 点		
経営方針			配点 10		指定管理者		所管課		
施設運営のための経営方針は適切であったか					A		8		
市の方針、施設の設置目的、業務等を的確に理解し運営されているか									
【指定管理者の評価】									
- 施設の目的である、市民の福祉保健衛生の保持促進、文化向上の拠点施設としての施設運営管理に努め、児童から高齢者まで幅広い利用があった。また、入浴施設は特に地域の公衆浴場の役割を果たしている。 - 施設には、大町市南部地域包括支援センター、JA大北指定訪問介護事業所が入り福祉・介護の相談窓口、介護サービスの拠点となった。 - 施設の貸館については、毎週水曜日（午前）にソフトエアロビの利用があるが、週末は地域住民が月2回ほどご利用いただいている。									
【所管課の評価】									
南小児童クラブを通した子どもの健全育成、入浴施設の利用、高齢者の介護予防事業の実施や地域包括支援センターの運営など、受託事業を含め、子どもから高齢者まで幅広く、施設の設置目的等が十分理解されており、適切な運営に積極的に取り組んでいる。									
利用者のサービス向上・利用促進に向けた取り組み			配点 10		指定管理者		所管課		
サービス向上のための取組みは適切であったか					A		8		
利用者アンケート等の結果、施設利用者の満足度が得られているか									
利用者の要望・意見の把握・対応は適切であったか									
利用者のトラブルの未然防止と対処方法は適切であったか									
施設の設備等の活用は適切であったか									
広報など利用に関する周知計画は適切であったか									
利用促進への取り組みは適切であったか									
施設利用（貸出）に関する具体的な計画は適切であったか									
【指定管理者の評価】									
- 施設利用者に対してアンケートを実施。大半は施設利用について満足されていたが、入浴時間の延長を望む声の一部の利用者からありました。しかしながら、施設閉館時間が延長されると人件費等の調整がつかないため、入浴時間、施設貸館時間は今まで通りとした。 - 新型コロナウイルス感染症が発生してから、施設内の消毒（ドアノブ、手すり、脱衣室棚等）は、毎日行っている。 - 入浴利用のサービス向上促進にあたり、ポイントカードの導入、無料鍵付きロッカー、シャワーチェア等を設置、風呂桶・風呂椅子の汚れにも気を付け損傷等があった場合には、即座に新しい物を購入した。 - 施設の利用について、催しやボイラー等急な故障の際には、有線放送や貼り紙、受付でのアナウンスを行い迅速な対応を心掛けた。									
【所管課の評価】									
- サービス向上及び利用促進に向けた取り組みについては、公衆浴場にポイントカードの導入、無料鍵付きロッカーなどの設置により、利用者の増加に結び付いている。 - アンケートを実施するなど、利用者の意見や要望を反映している。									

評価の項目・視点 別添「評価点の詳細」をもとに「S・A・B・C・D」の5段階にて評価

2 危機管理体制、平等利用等について		配点合計 20		18 点		16 点	
安全管理・安全対策		配点 10		指定管理者		所管課	
利用者の安全確保に関する研修を実施し、職員が内容を熟知しているか		A	8	A	8		
防災訓練等が実施されているか							
施錠、警備体制等は適切であるか							
その他緊急時の対応が適切であったか							
【指定管理者の評価】							
・入浴施設や児童クラブ、また地域の皆さんが活用され人の出入りも多いことから防犯訓練を大町警察署へ依頼し、職員全員で実施した。 ・施錠、警備等は「ふれあいプラザ閉館時間チェック表」に沿って管理人または管理者が行っている。 ・防犯対策マニュアルを毎年作成し緊急時の対応役割、緊急連絡先の整備をし、職員による研究会議を開催している。							
【所管課の評価】							
・安全管理・安全対策については、職員による研修会を開催し、緊急連絡網を整備し、緊急時の対応について周知徹底を図るとともに、消防署の指導のもと、AEDの使用方法を含めた救急救命講習の研修を実施している。また、防犯訓練については、大町警察署に依頼し実践的な訓練を実施し、安全面において適切な対応が行われている。							
平等な利用等について		配点 10		指定管理者		所管課	
利用者の平等な利用の確保がされたか		S	10	A	8		
不適切な利用の制限が行われていないか							
【指定管理者の評価】							
・地域住民のための施設として軽運動室や会議室は予約を受付、市民誰でも公平に利用できるように配慮している。 ・利用促進にむけ、市やJA広報誌でのPR、常盤地区民生児童委員会議等での施設利用促進の周知を行った。							
【所管課の評価】							
・地区自治会長会議等において、施設利用促進を含め施設の利用方法についても周知を行うなど、平等な利用の確保に努められている。 ・アンケートの内容等により利用状況を確認したが、特に苦情もなく、不適切な利用の制限は行われておらず適正であると評価できる。							

評価の項目・視点 別添「評価点の詳細」をもとに「S・A・B・C・D」の5段階にて評価

3 施設の管理経費、経理及び事務処理等について		配点合計 20		18 点		16 点	
施設の管理運営に係る経費の内容		配点 10		指定管理者		所管課	
施設・設備の維持管理の取組みは適切であったか		A	8	A	8		
経費節減のための取組みは適切であったか							
収支計画と事業計画の整合はとれていたか							
【指定管理者の評価】							
・入浴施設の安全確保を保つため毎日の清掃・点検（塩素残留塩素測定）を行い法定のレジオネラ属菌検査を年2回行っている。また、定期点検の年間計画を作成し専門業者へ依頼している。							
・内部照明は使用しない場所の消灯を、外部照明の点灯時間を季節、日照時間に併せて調整し節電に努めた。							
・施設開所から20年が経ち、エアコンの故障があり包括支援センター（事務所）と、食堂へ令和4年度に新しく設置。							
・収支は電気料、灯油の高騰により費用の大幅増が見られた。							
【所管課の評価】							
・入浴設備などの定期点検については、日常の点検とともに、定期的に専門業者へ委託するなど、維持管理を行っている。施設は、開設後23年が経過し、経年劣化による修繕が増加傾向にあるため、計画的な修繕が必要になっている。							
・経費削減の取組みについては、まめな消灯に心掛けるなど、光熱水費の節減意識が職員間で徹底されている。また、入浴施設を含めた日常の清掃については、管理者が直営で行うなど、経費の削減に努めている。							
・収支計画と事業計画の整合については、自主事業や利用者サービスの充実により、入浴利用者の増加につなげるなど、計画との整合が図られている。							
事務処理等		配点 10		指定管理者		所管課	
適正に会計処理が行われているか		S	10	A	8		
業務報告書や事業報告書が適切に作成されているか							
引き渡した備品が適正に管理されており、その帰属が明確であるか							
【指定管理者の評価】							
・施設管理責任者、事務担当者、管理人を配置しJAの経理規定により適正な会計処理を行っている。・毎月の事業報告書を大町市福祉高齢者係へ提出している。							
・備品については適正な管理に努めるとともに、JA保有の備品と区別して管理している。							
【所管課の評価】							
・会計処理については、大北農協の規定に基づき、適正に行われている。							
・毎月の事業報告書は、適正に提出されている。							
・備品管理については、日々の点検のほか、適正な管理が行われている。							

評価の項目・視点 別添「評価点の詳細」をもとに「S・A・B・C・D」の5段階にて評価

4 労務管理面について

配点合計 20

20 点

16 点

職員の配置について

配点 10

指定管理者

所管課

人員の配置、有資格者の配置は適切であったか

職員の研修計画は適切であったか

地域雇用への配慮がなされているか

S

10

A

8

【指定管理者の評価】

- ・施設は休日や夜間も開館しているため、4名の管理人を雇用し交代勤務制で施設管理、安全管理や入浴施設の衛生管理に万全を期している。また、防火管理者の資格のある管理者、管理人（1名）を置いている。
- ・管理人会議を毎月1回開催し、施設の清掃点検、安全確保、利用者からのご意見、各人からの連絡等を行っている。
- ・コロナウィルス感染症拡大防止のため、AEDの研修ができていない状況にあるので、感染の状況を確認しながら計画したいと思う。
- ・防犯による研修は、昨年度大町警察署よりご協力いただき不審者への対応を全職員と児童クラブの先生方にも参加してもらい行った。
- ・管理人は地域の高齢者を採用している。

【所管課の評価】

・年末年始の休館日を除いた休日や夜間の運営を行うための職員体制が確保されている。また、防火管理者の資格を有した職員を置くとともに、管理人の定例会議を毎月実施し、施設の清掃点検や安全確保など管理面において周知徹底を図っている。また、地域の高齢者を管理人として雇用するなど、施設運営面において住民理解の向上にも寄与している点は高く評価できる。

労働条件について

配点 10

指定管理者

所管課

労働法規等を遵守した適正な労働条件を確保しているか

※資料19「労働関係法令遵守に係る確認事項」に基づき両者にて確認を行うこと

法定三帳簿（労働者名簿・賃金台帳・出勤簿）が整っているか

給料が遅滞なく定められた期日に支払われているか

健康診断は適正に行われているか

S

10

A

8

【指定管理者の評価】

- ・労働法規、定款、人事給与に基づき適正な労働条件を確保するとともに雇用者との間で労働条件を示した労働契約を締結している。
- ・労働三帳簿は各職場に備えている。
- ・給料は毎月末日締めとし、翌日18日に支給。
- ・健康診断は毎年実施している。（ただし、管理人についてはパート雇用であり、正職員の1週間の所定労働時間の1/2であるため、各自で受診するよう指導している）

【所管課の評価】

- ・労働法規等に基づき適正な労働条件を確保するとともに、雇用者との間で労働条件を示した労働契約が締結されているほか、法定三帳簿の整備が図られている。
- ・給料は月末締めにより、定期的に遅滞なく支給されている。
- ・正社員に対する健康診断は、毎年必ず実施されている。（※パート雇用となる、管理人については、上記のとおり正職員の所定労働時間の2分の1以下であるため、各自での受信を指導している）

・管理人の定例会議を毎月実施するとともに、大北農協が実施する職員研修（コンプライアンス研修）やコンプライアンス・マニュアルを活用し、安全確保、法令遵守について周知徹底を図り、個人情報保護などの意識向上に努めている。

(別 紙)

(総合評価施設 : 大町市ふれあいプラザ)

3 当該施設の管理運営に関わる収支(単位:千円)

項目			令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度(予算)
市	収入	納付金					
		計(A)	0	0	0	0	0
	支出	指定管理料	5,046	5,092	5,092	5,092	5,092
		修繕費	373	83	298	33	200
		計(B)	5,419	5,175	5,390	5,125	5,292
	差引(A-B)		△ 5,419	△ 5,175	△ 5,390	△ 5,125	△ 5,292

項目			令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度(予算)
指定管理者	収入	指定管理料	5,046	5,092	5,092	5,092	5,092
		利用料	17	19	6	11	5
		大北農協負担分	2,053	1,413	1,939	2,150	3,121
		入浴料	1,136	997	1,076	1,169	1,000
		手数料	11	0	0	0	0
		計(A)	8,263	7,521	8,113	8,422	9,218
	支出	人件費	1,943	2,084	2,152	2,285	2,412
		人件費2	789	820	842	839	901
		通信費	53	51	51	51	51
		印刷費	38	15	18	15	18
		図書研修費	4	4	4	5	5
		三世代交流費/自主事業費	26	10	0	9	5
		光熱水費	2,446	1,947	2,142	2,405	2,523
		燃料費	1,825	1,486	1,976	2,064	2,200
		消耗備品費	358	295	249	202	280
		保険料	100	77	75	77	73
		修繕費	48	87	65	0	50
		保守料	603	585	422	422	585
		リース料	21	25	25	22	25
		除雪費	9	35	92	26	90
		計(B)	8,263	7,521	8,113	8,422	9,218
	差引(A-B)		0	0	0	0	0

指定管理者制度導入検討シート（再導入）

所管課

民生部高齢者・包括支援係

1 施設名	大田市ふれあいプラザ	2 現在の指定管理者名	大北農業協同組合
3 施設の概要	敷地面積：2583.45㎡ 建築面積：823.00㎡ 延べ床面積：741.53㎡ 施設構造：鉄骨造、平屋建 主な施設内容：入浴施設、食堂、和室、軽運動室、視聴覚室、学習室、実習体験室 設置目的：市民の福祉及び保健福祉の保持増進並びに文化の向上を図る施設として、高齢者福祉、放課後児童健全育成並びに三代交流事業を通してまちづくりに貢献する。		
4 制度導入の目的	地域住民の福祉向上を図るために、大北農協の所有する土地に市が当施設を建設している。誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、地域包括ケアシステムの構築を目指すとともに、市が包括支援センター業務を委託しながら、介護保険の事業所などを含めた福祉サービスを一体的、また、継続的に提供が可能な民間事業者へ指定管理者制度を導入することで、施設の維持管理はもとより、福祉の専門性や地域に根差した運営等により、地域福祉の推進を図ることが可能となるため。		
5 指定管理の実績（令和元年度～令和4年度の平均）			
利用者数	654人【内訳 R元(881) R2(636) R3(536) R4(563)】		
収入額	平均：8,080千円		
内訳	指定管理料：5,081千円 利用料：13千円 1,889千円 1,095千円 3千円		
支出額（事業費）	平均：8,080千円		
内訳	人件費：2,116千円 823千円 52千円 22千円 4千円 11千円 41千円		
職員数	職員1名・嘱託職員1名・臨時職員4名（令和5年3月31日）現在		
6 評価	・設置目的のとおり、地域の拠点施設として、子どもから高齢者までの幅広い利用者が利用できる施設として、経費削減に努め適正な施設運営に努めている。施設は、開設後23年が経過し、経年劣化により設備関係において、故障や修繕箇所が増えてきているため、計画的な修繕が必要である。 ・管理運営実績については、児童クラブの利用者は、平成28年度から減少傾向にあるが、入浴施設の利用者については、年々増加しており、入浴ポイントカードの導入や利用者の意見や要望を反映している。 ・施設の利用者は、市内常盤地区が中心であるが、多くの市民から利用いただけるようさらなる環境整備PRが必要である。		
7 課題等	施設の機能として、南小児童クラブや高齢者の介護予防事業等の多目的な施設利用となっていることから、貸館部分についての利用方法や施設の維持管理経費の負担割合について検討が必要である。		
8 制度運用の適否と理由	適当 利用者にあった開館日や開館時間の拡大など、サービス内容の充実や民間事業者のノウハウの活用が期待できるため。		
9 選定方法（非公募の場合はその理由）	非公募 当施設は、市内南部地域の老人福祉、介護予防、放課後児童健全育成事業等を総合的に行う福祉拠点施設として、大北農協の所有する土地に市が建設し運営を行うものである。現在の指定管理者である大北農協は、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らすことを目指すための地域包括ケアシステムを構築するため、市が委託する南部地域包括支援センター業務をはじめ、独自事業として、介護保険の訪問介護事業など地域に密着した福祉サービスを提供しており、高齢者福祉はもとより地域福祉の推進には欠かすことのできない事業者である。よって、指定手続き条例第2条2に規定する「当該施設の性格、事業の内容、規模等によりその管理を行わせることにより設置の目的を果たせると認められる団体等」に該当することから非公募としたい。		

総合評価の評価レベル

※各項目の評価点合計により総合評価をランク付け

- S：評価した結果、特に優れていると認められる。【総合得点90点以上】
A：評価した結果、優れていると認められる。【総合得点70点以上～90点未満】
B：評価した結果、適正であると認められる。【総合得点50点以上～70点未満】
C：評価した結果、改善が必要であると認められる。【総合得点30点以上～50点未満】
D：評価した結果、かなりの改善が必要であると認められる。【総合得点30点未満】

評価点の詳細

※各項目における視点をもとに、5段階にて評価を実施

- S：仕様書、協定書等を遵守し、事業計画書を大幅に上回る実績や高い市民満足度が得られた内容
A：仕様書、協定書等を遵守し、事業計画書を上回る実績や市民満足度が得られた内容である
B：仕様書、協定書等を遵守し、事業計画書のとおりの実績である。
C：仕様書、協定書等を遵守しているが、事業計画書の実績に一部課題がある（改善指示が必要）
D：仕様書、協定書等を遵守しておらず、改善の必要性がある（改善指示に未対応である）。

（参考）H30年度までの評価基準

●総合評価の評価レベル

- | | |
|-----------------|------------------------------|
| 総合得点90点以上 | A：評価した結果、特に優れていると認められる。 |
| 総合得点70点以上～90点未満 | B：評価した結果、優れていると認められる。 |
| 総合得点50点以上～70点未満 | C：評価した結果、適正であると認められる。 |
| 総合得点30点以上～50点未満 | D：評価した結果、改善が必要であると認められる。 |
| 総合得点30点未満 | E：評価した結果、かなりの改善が必要であると認められる。 |

●評価点の詳細

- A：特に優れている
B：優れている
C：適当である
D：改善が必要
E：未実施